

平成28年度財政指標を公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）では、毎年度、前年度の決算を提出した後、**健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）**と、公営企業会計の**資金不足比率**を公表することが義務付けられました。平成28年度決算に基づく長島町の状況は次のとおりです。

1 健全化判断比率

①実質赤字比率

各年度の経営状況を示す指標で、一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な状態で収入が見込まれる自治体の一般財源の規模（標準財政規模）に占める比率を表します。本町の一般会計などは黒字のため、実質赤字比率は算定されませんでした。

2 資金不足比率

④将来負担比率

自治体が将来に支出しなければならない財政負担が、標準財政規模の何倍にあたるかを示す指標です。（本町では、基金積立額の増加や基準財政需要額算入見込額の増加により、将来負担比率は算出されていません）

③実質公債費比率

自治体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、3ヵ年の平均で示されます。公債費とは、自治体が発行した町債の元本の返済や利息の支払いなどに要する経費です。本町の実質公債費比率は8・1%となり、早期健全化基準25%を大きく下回っています。

(単位：%)

○長島町の平成28年度決算に基づく各指標

★健全化判断比率

	平成28年度指標	平成27年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	- (※)	- (※)	14.66	20.0
②連結実質赤字比率	- (※)	- (※)	19.66	30.0
③実質公債費比率	8.1	8.9	25.0	35.0
④将来負担比率	-	12.4	350.0	

(※)「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」で指標(%)の表記がない（「-」で表記している）のは、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表しています。

★資金不足比率

	平成28年度指標	平成27年度(参考)	経営健全化基準
簡易水道特別会計			
諸浦港埠頭特別会計			
農業集落排水特別会計			
漁業集落環境整備特別会計			
特定地域生活排水処理特別会計			
太陽光発電特別会計			

○各指標の基準

各指標の基準をサッカーレッドカードに相当するのが「早期健全化基準」および「経営健全化基準」。例えると、イエローカードに相当するのが「早期健全化基準」および「経営健全化基準」。レッドカードに相当するのが「財政再生基準」です。4つの健全化判断比率のうち、いずれか1つでも「早期健全化基準」以上となると「早期健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に取り組まなければなりません。同様に「財政再生基準」以上となると「財政再生団体」となり、「財政再生計画」を策定し、国、県の強力な関与の下で確実な財政の再生を実行しなければなりません。

また、資金不足比率が「経営健全化基準」以上になると「経営健全化団体」となり、「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。

◎問い合わせ先

役場企画財政課
(86) 1134 [直通]